

令和4年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 参 考 資 料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第11号関係	令和4年度一般会計補正予算（第2号）について・・・・・・・・・・	1
議案第12号関係	令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について・・	3
議案第13号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
認定第1号関係	令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について・・・	15
認定第2号関係		

令和 4 年度一般会計補正予算（第 2 号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
2,398,187	25,099	2,423,286

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入] (千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	25,099	1 前年度繰越金	25,099	前年度繰越金(①)
歳入補正額計	25,099			

[歳出] (千円)

科 目	補正額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費 (目)1 老人福祉費	25,099	0	25,099	22 償還金、 利子及び 割引料	25,099	償還金(②)
歳出補正額計	25,099	0	25,099			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

① 前年度繰越金

歳出補正における償還金(②)の財源として、令和3年度決算剰余金の一部を予算措置するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	70,000	25,099	95,099

[歳出]

② 償還金

令和3年度に交付を受けた国からの調整交付金について、交付額が所要額を上回り超過交付となったことから、この超過交付額を返還するために、償還金として必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
22 償還金、利子及び割引料	1	25,099	25,100

[参考] 償還金内訳

(千円)

区 分	交付額 A	所要額 B	超過交付額 (A-B)
調整交付金	157,813	132,713	25,100

令和 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
915,326,479	30,466,974	945,793,453

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入] (千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金 (目)2 療養給付費負担金	551,258	2 過年度分	551,258	療養給付費負担金過年度分(①)
(款)3 県支出金 (項)1 県負担金 (目)1 療養給付費負担金	1,400,180	2 過年度分	1,400,180	療養給付費負担金過年度分(②)
(目)2 高額医療費負担金	5,911		5,911	高額医療費負担金過年度分(③)
(款)8 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	28,509,625	1 前年度繰越金	28,509,625	前年度繰越金(④)
歳入補正額計	30,466,974			

[歳出] (千円)

科 目	補 正 額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)1 保険給付費 (項)1 療養諸費 (目)1 療養給付費	0	国県支出金 1,406,091 その他 551,258	△1,957,349			財源更正(⑤)
(款)7 諸支出金 (項)1 償還金及び 還付加算金等 (目)2 償還金	30,466,974	0	30,466,974	22 償還金、 利子及び 割引料	30,466,974	償還金(⑥)
歳出補正額計	30,466,974	1,957,349	28,509,625			

3 補正内容事項別説明

〔歳入〕

① 療養給付費負担金過年度分（市町村）

令和3年度療養給付費負担金（市町村）について、54市町村中14市町村において令和3年度に交付された額が所要額より少なかったため、当該不足額を令和4年度の歳入（療養給付費負担金過年度分）として受け入れる予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
2 過年度分	1	551,258	551,259

② 療養給付費負担金過年度分（県）

令和3年度療養給付費負担金（県）について、令和3年度の交付額が所要額より少なかったため、当該不足額を令和4年度の歳入（療養給付費負担金過年度分）として受け入れる予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
2 過年度分	1	1,400,180	1,400,181

③ 高額医療費負担金過年度分（県）

令和3年度高額医療費負担金（県）について、令和3年度に交付された額が所要額より少なかったため、当該不足額を令和4年度の歳入（高額医療費負担金過年度分）として受け入れる予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
2 高額医療費負担金過年度分	0	5,911	5,911

④ 前年度繰越金

歳出補正における償還金（⑥）の財源として、令和3年度決算剰余金の一部を予算措置するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	14,300,000	28,509,625	42,809,625

〔歳出〕

⑤ 財源更正

歳入予算の補正（(①)、(②) 及び (③)）に伴い、保険給付費の財源更正を行うもの。

⑥ 償還金

令和3年度において、54市町村中40市町村からの療養給付費負担金、国からの療養給付費等負担金、調整交付金並びに社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金について、交付された額が所要額を上回り超過交付となったこと並びに保険料等負担金について、1市において負担金の額に誤りがあり、超過交付となったことから、これらの超過交付額を返還するために、償還金として必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
22 償還金、利子及び割引料	1	30,466,974	30,466,975	0	30,466,974

〔参考〕 償還金内訳

(千円)

区 分		交付額 A	所要額 B	超過交付額 (A-B)
内 訳	市町村療養給付費負担金 過年度分 (40市町村分)	53,873,679	51,409,509	2,464,170
	国療養給付費等負担金 過年度分	229,685,356	205,931,745	23,753,611
	調整交付金 過年度分	60,050,164	59,956,716	93,448
	災害臨時特例補助金 過年度分	74	73	1
	支払基金後期高齢者交付金 過年度分	366,004,774	361,850,961	4,153,813
	市町村保険料等負担金 過年度分 (1市町村)			1,932
合 計				30,466,975

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 概要

令和 3 年 8 月 10 日の人事院の報告及び意見の申出において示された国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項が令和 4 年 10 月 1 日施行予定とされていることから、国家公務員における措置との権衡を踏まえることを求める地方公務員法の趣旨に従い、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 18 号）について、必要な改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和（改正後の条例第 2 条第 3 号ア（ア）関係）

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が 1 歳 6 か月に達する日まで」に、その任期が満了すること及び任命権者を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日まで」とする。

- (2) 非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化（改正後の条例第 2 条第 3 号イ、第 2 条の 3 第 3 号及び第 2 条の 4 関係）

子が 1 歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

3 施行日

令和 4 年 10 月 1 日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (i) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (i) (略) イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (i) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4</u> _____ _____ _____の規定に 該当する場合にあっては、<u>2歳</u> _____に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き _____ _____採用されないことが明らかでない非常勤職員 (i) (略) イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの
子を養育する非常勤職員が

[illegible]

、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の1歳6か月到達
日

の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする

育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする

地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間

____、次の各号に掲げ
る場合のいずれにも該当する場合（当該
子についてこの条の規定に該当して育児
休業をしている場合であつて次条第7号
に掲げる事情に該当するときは第2号及
び第3号に掲げる場合に該当する場合、
広域連合長が定める特別の事情がある場
合にあつては同号に掲げる場合に該当す
る場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か
月到達日の翌日（当該非常勤職員の配
偶者がこの条の規定に該当し、又はこ
れに相当する場合に該当して地方等育
児休業をする場合にあつては、当該地
方等育児休業の期間の末日とされた日
の翌日以前の日）を育児休業の期間の
初日とする育児休業をしようとする場
合

(2) （略）

(3) （略）

(4) 当該子について、当該非常勤職員が
当該子の1歳6か月到達日後の期間に
おいてこの条の規定に該当して育児休
業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条
例で定める特別の事情）

においてこの条の規定に該当してその任
期の末日を育児休業の期間の末日とする
育児休業をしている非常勤職員であつ
て、当該任期が更新され、又は当該任期
の満了後に特定職に引き続き採用される
ものにあつては、当該任期の末日の翌日
又は当該引き続き採用される日）を育児
休業の期間の初日とする育児休業をしよ
うとする場合であつて、次の各号
____のいずれにも該当するとき

____とする。

(1) （略）

(2) （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の人
事院規則で定める期間を基準として条例
で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項た
だし書の人事院規則で定める期間を基準
として条例で定める期間は、57日間と
する。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条
例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条____の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を____更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の____日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の____末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) (略)	(1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) (略)
--	--

令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について

1 決算の概要

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金、国庫補助金等、歳出の主なものは、広域連合の組織運営に必要な経常的な経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る事務的経費等である。

歳入総額は1,598,356,696円、歳出総額は1,455,975,493円で、歳入歳出差引額は142,381,203円であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、市町村が徴収した保険料、国、県及び市町村からの療養給付費の負担金、国からの調整交付金、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金（支払基金交付金）等、歳出の主なものは、保険給付に係る経費、保健事業に係る経費等である。

歳入総額は956,628,150,153円、歳出総額は904,883,604,205円で、歳入歳出差引額は51,744,545,948円であった。

(総括表)

(円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B
一般会計	1,598,356,696	1,455,975,493	142,381,203
後期高齢者医療特別会計	956,628,150,153	904,883,604,205	51,744,545,948
合 計	958,226,506,849	906,339,579,698	51,886,927,151

2 決算の内訳

(1) 一般会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差引額	執行率	令和2年度
	金 額	構成比	金 額	構成比	B - A	B/A×100	執 行 率
	円	%	円	%	円	%	%
1 分担金及び負担金	1,314,749,000	80.57	1,314,749,000	82.26	0	100	100
2 国庫支出金	199,170,000	12.20	166,933,000	10.44	△32,237,000	83.81	81.39
3 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
4 繰入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
5 繰越金	114,873,000	7.04	114,873,552	7.19	552	100.00	100.00
6 諸収入	3,157,000	0.19	1,801,144	0.11	△1,355,856	57.05	40.62
合 計	1,631,951,000	100	1,598,356,696	100	△33,594,304	97.94	97.97

第1款 分担金及び負担金

収入額は1,314,749,000円で、予算と同額であった。内容は、広域連合構成市町村からの事務費負担金である。

第2款 国庫支出金

収入額は166,933,000円で、予算を32,237,000円下回った。内容は後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金のうち、一般会計の費用の財源に充当したものである。

第3款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

第4款 繰入金

予算1,000円に対して、繰入がなかったため、収入額は0円であった。

第5款 繰越金

収入額は114,873,552円で、予算を552円上回った。内容は令和2年度決算の歳入歳出差引残額を歳入として受け入れたものである。

第6款 諸収入

収入額は 1,801,144 円で、予算を 1,355,856 円下回った。内訳は、主に預金利子は 12,347 円上回ったが、雑入が 1,368,203 円下回ったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A×100	執行率 B/A×100
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 議会費	4,098,000	0.25	3,965,935	0.27	132,065	96.78	90.14
2 総務費	761,513,000	46.66	690,362,293	47.42	71,150,707	90.66	92.05
3 民生費	865,339,000	53.03	761,647,265	52.31	103,691,735	88.02	89.98
4 公債費	1,000	0.00	0	—	1,000	0	0
5 予備費	1,000,000	0.06	0	—	1,000,000	0	0
合 計	1,631,951,000	100	1,455,975,493	100	175,975,507	89.22	90.93

第1款 議会費

支出額は3,965,935円で、不用額は132,065円、予算に対する執行率は96.78%であった。支出額の主なものは、使用料及び賃借料1,928,800円、報酬1,673,000円、旅費189,280円である。

不用額の主なものは、報酬67,000円、旅費34,720円である。

第2款 総務費

支出額は690,362,293円で、不用額は71,150,707円、予算に対する執行率は90.66%であった。支出額の主なものは、一般管理費における負担金、補助及び交付金344,490,717円、委託料173,005,631円、使用料及び賃借料93,714,931円である。

不用額の主なものは、一般管理費における委託料16,737,369円、負担金、補助及び交付金37,569,283円である。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
職員人件費	23,967,000	17,681,680	6,285,320	73.78
一般管理費	385,248,000	344,406,117	40,841,883	89.40
啓発費	83,327,000	74,362,464	8,964,536	89.24
電算システム維持管理費	268,723,000	253,725,998	14,997,002	94.42
選挙管理委員会事務費	37,000	0	37,000	0
監査委員事務費	211,000	186,034	24,966	88.17
合 計	761,513,000	690,362,293	71,150,707	90.66

第3款 民生費

支出額は 761,647,265 円で、不用額は 103,691,735 円、予算に対する執行率は 88.02%であった。支出額の主なものは、委託料 503,066,261 円、役務費 226,659,522 円である。

不用額の主なものは、委託料 75,172,739 円、負担金、補助及び交付金 13,760,772 円である。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
老人福祉一般管理費	65,409,000	45,609,300	19,799,700	69.73
資格賦課管理費	107,574,000	102,069,148	5,504,852	94.88
給付管理費	675,722,000	598,416,460	77,305,540	89.00
後期高齢者医療 特別会計繰出金	1,757,000	675,357	1,081,643	38.44
償還金、利子及び割引料	14,877,000	14,877,000	0	100
合 計	865,339,000	761,647,265	103,691,735	88.02

第4款 公債費

一時借入がなかったため、全額が不用額であった。

第5款 予備費

予備費の充用がなかったため、全額が不用額であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差引額	執行率	令和2年度
	金額	構成比	金額	構成比	B - A	B/A×100	執行率
	円	%	円	%	円	%	%
1 市町村支出金	175,576,821,000	18.66	175,992,014,380	18.40	415,193,380	100.24	100.51
2 国庫支出金	267,196,843,000	28.40	290,053,685,690	30.32	22,856,842,690	108.55	106.94
3 県支出金	74,154,691,000	7.88	71,783,826,113	7.50	△2,370,864,887	96.80	98.06
4 支払基金交付金	371,272,525,000	39.46	366,004,774,000	38.26	△5,267,751,000	98.58	97.17
5 特別高齢医療費共同事業交付金	268,995,000	0.03	412,587,281	0.04	143,592,281	153.34	130.19
6 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
7 繰入金	1,757,000	0.00	675,357	0.00	△1,081,643	38.44	35.89
8 繰越金	50,996,831,000	5.42	50,996,831,114	5.33	114	100.00	100.00
9 県財政安定化基金借入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
10 諸収入	1,455,518,000	0.15	1,383,756,218	0.15	△71,761,782	95.07	91.23
合 計	940,923,983,000	100	956,628,150,153	100	15,704,167,153	101.67	100.81

第1款 市町村支出金

収入額は175,992,014,380円で、予算を415,193,380円上回った。内訳は、保険料負担金が330,658円、保険基盤安定負担金が8,794,722円、療養給付費負担金が406,068,000円上回ったものである。

第2款 国庫支出金

収入額は290,053,685,690円で、予算を22,856,842,690円上回った。これは主に、療養給付費負担金が19,238,994,284円、調整交付金が3,512,693,000円上回ったためである。

第3款 県支出金

収入額は71,783,826,113円で、予算を2,370,864,887円下回った。これは主に、高額医療費負担金が536,159,135円予算を上回ったが、療養給付費負担金が2,907,024,022円予算を下回ったため、差引で予算を下回ったものである。

第4款 支払基金交付金

収入額は366,004,774,000円で、予算を5,267,751,000円下回った。内容は、社会保険診療報酬支払基金から交付される後期高齢者交付金である。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金

収入額は412,587,281円で、予算を143,592,281円上回った。内容は、国民健康保険中央会から交付される特別高額医療費共同事業交付金である。

第6款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

第7款 繰入金

収入額は675,357円で、予算を1,081,643円下回った。内容は、一般会計からの繰入金である。

第8款 繰越金

収入額は50,996,831,114円で、予算を114円上回った。内容は、前年度繰越金を歳入として受入れたものである。

第9款 県財政安定化基金借入金

予算1,000円に対して、県財政安定化基金から借入れがなかったため、収入額は0円であった。

第10款 諸収入

収入額は1,383,756,218円で、予算を71,761,782円下回った。主に第三者納付金が97,666,405円下回ったものである。

なお、不納欠損額が1,218,283円あり、これは、療養給付費にかかる返納金のうち、時効の完成により債権が消滅したものである。

また、収入未済額は898,420,716円あり、内容は、第三者納付金及び療養給付費に係る返納金として調定した歳入のうち、令和3年度中に収入されなかったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		翌年度 繰越額 C	不用額 A-B-C	執行率 B/A× 100	前年度 繰越額
	金額	構成比	金額	構成比				
	円	%	円	%	円	円	%	%
1 保険給付費	889,659,683,000	94.55	868,684,940,181	96.0	0	20,974,742,819	97.64	95.81
2 県財政安定化 基金拠出金	331,545,000	0.04	331,544,077	0.04	0	923	99.99	99.99
3 特別高額医療費 共同事業拠出金	439,682,000	0.05	391,864,292	0.04	0	47,817,708	89.12	95.30
4 保健事業費	4,250,583,000	0.45	3,540,161,590	0.39	0	710,421,410	83.29	90.96
5 公債費	23,957,000	0.00	0	—	0	23,957,000	0	0
6 諸支出金	31,938,915,000	3.39	31,935,094,065	3.53	0	3,820,935	99.99	99.83
7 予備費	14,279,618,000	1.52	0	—	0	14,279,618,000	0	0
合 計	940,923,983,000	100	904,883,604,205	100	0	36,040,378,795	96.17	95.08

第1款 保険給付費

支出額は868,684,940,181円で、不用額は20,974,742,819円、予算に対する執行率は97.64%であった。

支出額の内訳は、下記のとおりである。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
療養給付費	828,627,096,000	808,440,246,042	20,186,849,958	97.56
訪問看護療養費	16,040,728,000	15,743,413,519	297,314,481	98.15
特別療養費	1,000	0	1,000	0
移送費	229,000	228,500	500	99.78
審査支払手数料	1,606,869,000	1,457,041,557	149,827,443	90.68
高額療養費	39,265,276,000	39,264,818,886	457,114	100
高額介護合算療養費	1,303,060,000	1,010,259,660	292,800,340	77.53
葬祭費	2,812,200,000	2,767,550,000	44,650,000	98.41
傷病手当金	4,224,000	1,382,017	2,841,983	32.72
合 計	889,659,683,000	868,684,940,181	20,974,742,819	97.64

第2款 県財政安定化基金拠出金

支出額は331,544,077円で、不用額は923円、予算に対する執行率は99.99%であった。

内容は、愛知県が設置する財政安定化基金への拠出金である。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金

支出額は391,864,292円で、不用額は47,817,708円、予算に対する執行率は89.12%であった。

内容は、国民健康保険中央会が運営する特別高額医療費共同事業への拠出金である。

第4款 保健事業費

支出額は3,540,161,590円で、不用額は710,421,410円、予算に対する執行率は83.29%であった。

内容は構成市町村への健康診査事業委託料及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業の委託料である。

第5款 公債費

一時借入がなかったため、全額が不用額であった。

第6款 諸支出金

支出額は31,935,094,065円で、不用額は3,820,935円、予算に対する執行率は99.99%であった。

内容は、国庫支出金等の超過交付額に係る償還金及び被保険者に対する保険料還付金等である。

第7款 予備費

予備費の充用がなかったため、全額が不用額であった。

